

掛川市条例第29号

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(事業所) 第5条 水道事業の主たる事業所を <u>掛川市逆川422番地の1</u> に置く。	(事業所) 第5条 水道事業の主たる事業所を <u>掛川市長谷一丁目1番地の2</u> に置く。

附 則

この条例は、平成31年1月15日から施行する。